

2 法第六十一条の二第二項の厚生労働省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 三 (略)

四 国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

五 十三 (略)

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和九年一月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 第一条の規定による改正後のがん登録等の推進に関する法律施行規則第十三条の規定は、がん登録等の推進に関する法律第六条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める日が令和八年十二月三十一日以前である届出対象情報については、なお従前の例による。

**法 規 的 告 示**

○内閣府告示第七号

食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示を次のように定める。

内閣総理大臣 高市 早苗

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する告示

食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

	改 正 後	改 正 前							
<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>[1~5 略]</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p>	改 正 後	改 正 前	<p>第1 食品</p> <p>A 食品一般の成分規格</p> <p>[1~5 略]</p> <p>6 5の規定にかかわらず、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第2欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第3欄に定める量を超えて当該食品に含まれるものであってはならない。この場合において、(2)の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1)の表の第1欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第3欄に「不検出」と定めている同表の第2欄に掲げる食品については、(3)から(5)までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。</p> <p>(1) 食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度</p>						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第1欄</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第2欄</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第3欄</td> </tr> </table>	第1欄	第2欄	第3欄			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">第1欄</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第2欄</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">第3欄</td> </tr> </table>	第1欄	第2欄	第3欄
第1欄	第2欄	第3欄							
第1欄	第2欄	第3欄							
[略]			[略]						



	<u>鶏の肝臓</u>	0.02ppm
	<u>その他の家きんの肝臓</u>	0.02ppm
	<u>鶏の腎臓</u>	0.02ppm
	<u>その他の家きんの腎臓</u>	0.02ppm
	<u>鶏の食用部分</u>	0.02ppm
	<u>その他の家きんの食用部分</u>	0.02ppm
	<u>鶏の卵</u>	0.02ppm
	<u>その他の家きんの卵</u>	0.02ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		
クロフェンテジン	トマト	0.5ppm
	きゅうり	0.5ppm
	<u>しろうり</u>	0.1ppm
	<u>メロン類果実 (果皮を含む。)</u>	<u>0.1ppm</u>
	<u>まくわうり (果皮を含む。)</u>	0.1ppm
	<u>みかん (外果皮を含む。)</u>	0.5ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	0.5ppm
	オレンジ	0.5ppm
	グレープフルーツ	0.5ppm
	ライム	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.5ppm
	りんご	<u>0.5ppm</u>
	日本なし	<u>0.5ppm</u>
	西洋なし	<u>0.5ppm</u>
	マルメロ	0.5ppm
	<u>びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)</u>	0.5ppm
	<u>もも (果皮及び種子を含む。)</u>	<u>0.5ppm</u>
	ネクタリン	0.5ppm
	あんず	0.5ppm
	すもも	0.5ppm
	うめ	0.5ppm
	おうとう	0.5ppm
	いちご	2ppm

		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
		[号を加える。]
[略]		
クロフェンテジン	トマト	0.5ppm
	きゅうり	0.5ppm
	[号を加える。]	
	<u>メロン類果実</u>	<u>0.05ppm</u>
	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	0.5ppm
	オレンジ	0.5ppm
	グレープフルーツ	0.5ppm
	ライム	0.5ppm
	その他のかんきつ類果実	0.5ppm
	りんご	<u>1ppm</u>
	日本なし	<u>0.7ppm</u>
	西洋なし	<u>0.7ppm</u>
	マルメロ	0.5ppm
	<u>びわ</u>	0.5ppm
	<u>もも</u>	<u>0.2ppm</u>
	ネクタリン	0.5ppm
	あんず	0.5ppm
	すもも	0.5ppm
	うめ	0.5ppm
	おうとう	0.5ppm
	いちご	2ppm

その他のベリー類果実	0.2ppm
ぶどう	2 ppm
かき	<u>0.5ppm</u>
[号を削る。]	
<u>その他の果実</u>	0.5ppm
くり	0.5ppm
ペカン	0.5ppm
アーモンド	0.5ppm
くるみ	0.5ppm
その他のナッツ類	0.5ppm
[号を削る。]	
<u>ホップ</u>	7 ppm
<u>その他のスパイス</u>	0.5ppm
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.05ppm
豚の肝臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.05ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm

その他のベリー類果実	0.2ppm
ぶどう	2 ppm
かき	<u>0.05ppm</u>
<u>バナナ</u>	2 ppm
[号を加える。]	
くり	0.5ppm
ペカン	0.5ppm
アーモンド	0.5ppm
くるみ	0.5ppm
その他のナッツ類	0.5ppm
<u>茶</u>	20ppm
[号を加える。]	
[号を加える。]	
牛の筋肉	0.05ppm
豚の筋肉	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05ppm
牛の脂肪	0.05ppm
豚の脂肪	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05ppm
牛の肝臓	0.05ppm
豚の肝臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05ppm
牛の腎臓	0.05ppm
豚の腎臓	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05ppm
牛の食用部分	0.05ppm
豚の食用部分	0.05ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05ppm
乳	0.05ppm
鶏の筋肉	0.05ppm
その他の家きんの筋肉	0.05ppm
鶏の脂肪	0.05ppm

	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		
ジクロトホス	[略]	[略]
<u>シクロピラニル</u>	米	0.01ppm
	魚介類	0.02ppm
[略]		
バリダマイシン	米	0.2ppm
	とうもろこし	0.2ppm
	大豆	0.2ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	<u>さといも類</u>	0.05ppm
	<u>こんにゃくいも</u>	0.05ppm
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	<u>1 ppm</u>
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	<u>チンゲンサイ</u>	15ppm
	ブロッコリー	<u>4 ppm</u>
	レタス	<u>0.2ppm</u>
	その他のきく科野菜	0.5ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	2 ppm

	その他の家きんの脂肪	0.05ppm
	鶏の肝臓	0.05ppm
	その他の家きんの肝臓	0.05ppm
	鶏の腎臓	0.05ppm
	その他の家きんの腎臓	0.05ppm
	鶏の食用部分	0.05ppm
	その他の家きんの食用部分	0.05ppm
	鶏の卵	0.05ppm
	その他の家きんの卵	0.05ppm
	[号を加える。]	
[略]		
ジクロトホス	[略]	[略]
[項を加える。]		
[略]		
バリダマイシン	米	0.2ppm
	とうもろこし	0.2ppm
	大豆	0.2ppm
	ばれいしょ	0.2ppm
	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	てんさい	0.2ppm
	だいこん類の根	0.2ppm
	だいこん類の葉	<u>2 ppm</u>
	はくさい	0.2ppm
	キャベツ	0.2ppm
	[号を加える。]	
	ブロッコリー	<u>2 ppm</u>
	レタス	<u>0.3ppm</u>
	その他のきく科野菜	0.5ppm
	たまねぎ	0.2ppm
	ねぎ	2 ppm

	にんにく	0.2ppm
	にら	0.2ppm
	<u>セロリ</u>	2 ppm
	みつば	0.5ppm
	トマト	0.2ppm
	<u>なす</u>	0.5ppm
	きゅうり	0.2ppm
	<u>ほうれんそう</u>	20ppm
	しょうが	0.2ppm
	えだまめ	0.2ppm
	みかん (外果皮を含む。)	0.7ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	<u>0.2ppm</u>
	オレンジ	0.7ppm
	グレープフルーツ	<u>0.5ppm</u>
	ライム	<u>0.2ppm</u>
	その他のかんきつ類果実	0.7ppm
	もも (果皮及び種子を含む。)	0.5ppm
	すもも	0.3ppm
	うめ	1 ppm
	<u>いちご</u>	1 ppm
	<u>茶</u>	5 ppm
	その他のスパイス	2 ppm
	<u>はちみつ</u>	0.05ppm
[略]		
プロフラニリド	<u>小麦</u>	0.001ppm
	<u>大麦</u>	0.001ppm
	<u>ライ麦</u>	0.001ppm
	とうもろこし	0.01ppm
	<u>そば</u>	0.001ppm
	<u>その他の穀類</u>	0.001ppm
	大豆	0.07ppm

	にんにく	0.2ppm
	にら	0.2ppm
	[号を加える。]	
	みつば	0.5ppm
	トマト	0.2ppm
	[号を加える。]	
	きゅうり	0.2ppm
	[号を加える。]	
	しょうが	0.2ppm
	えだまめ	0.2ppm
	みかん (外果皮を含む。)	0.7ppm
	なつみかんの果実全体	0.5ppm
	レモン	<u>0.7ppm</u>
	オレンジ	0.7ppm
	グレープフルーツ	<u>0.7ppm</u>
	ライム	<u>0.7ppm</u>
	その他のかんきつ類果実	0.7ppm
	もも (果皮及び種子を含む。)	0.5ppm
	すもも	0.3ppm
	うめ	1 ppm
	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	その他のスパイス	2 ppm
	[号を加える。]	
[略]		
プロフラニリド	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	とうもろこし	0.01ppm
	[号を加える。]	
	[号を加える。]	
	大豆	0.07ppm

小豆類	0.07ppm
えんどう	0.07ppm
そら豆	0.07ppm
らっかせい	0.07ppm
その他の豆類	0.07ppm
ばれいしょ	0.04ppm
さといも類	0.04ppm
かんしょ	0.04ppm
やまいも	0.04ppm
こんにゃくいも	0.04ppm
その他のいも類	0.04ppm
てんさい	0.01ppm
だいこん類の根	0.01ppm
だいこん類の葉	9 ppm
かぶ類の根	0.04ppm
かぶ類の葉	6 ppm
はくさい	2 ppm
キャベツ	2 ppm
<u>芽キャベツ</u>	0.7ppm
ケール	10ppm
こまつな	6 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	10ppm
カリフラワー	<u>1 ppm</u>
ブロッコリー	<u>1 ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	10ppm
チコリ	15ppm
エンダイブ	15ppm
<u>しゅんぎく</u>	15ppm
レタス	15ppm
その他のきく科野菜	15ppm
<u>たまねぎ</u>	0.01ppm
ねぎ	<u>2 ppm</u>

小豆類	0.07ppm
えんどう	0.07ppm
そら豆	0.07ppm
らっかせい	0.07ppm
その他の豆類	0.07ppm
ばれいしょ	0.04ppm
さといも類	0.04ppm
かんしょ	0.04ppm
やまいも	0.04ppm
こんにゃくいも	0.04ppm
その他のいも類	0.04ppm
てんさい	0.01ppm
だいこん類の根	0.01ppm
だいこん類の葉	9 ppm
かぶ類の根	0.04ppm
かぶ類の葉	6 ppm
はくさい	2 ppm
キャベツ	2 ppm
[号を加える。]	
ケール	10ppm
こまつな	6 ppm
きょうな	5 ppm
チンゲンサイ	10ppm
カリフラワー	<u>2 ppm</u>
ブロッコリー	<u>2 ppm</u>
その他のあぶらな科野菜	10ppm
チコリ	15ppm
エンダイブ	15ppm
[号を加える。]	
レタス	15ppm
その他のきく科野菜	15ppm
[号を加える。]	
ねぎ	<u>3 ppm</u>

<u>にんにく</u>	0.05ppm
<u>にら</u>	4 ppm
アスパラガス	0.7ppm
<u>その他のゆり科野菜</u>	0.05ppm
<u>ピーマン</u>	0.4ppm
その他のうり科野菜	0.04ppm
<u>ほうれんそう</u>	15ppm
しょうが	0.04ppm
未成熟えんどう	1 ppm
未成熟いんげん	0.6ppm
えだまめ	0.8ppm
その他の野菜	1 ppm
<u>みかん (外果皮を含む。)</u>	1 ppm
<u>なつみかんの果実全体</u>	1 ppm
<u>レモン</u>	0.4ppm
<u>オレンジ</u>	1 ppm
<u>グレープフルーツ</u>	1 ppm
<u>ライム</u>	0.4ppm
<u>その他のかんきつ類果実</u>	1 ppm
<u>おうとう</u>	1 ppm
<u>ぶどう</u>	3 ppm
<u>かき</u>	0.3ppm
<u>マンゴー</u>	0.3ppm
<u>その他のオイルシード (オオバコの種子、チアの種子 (チアシード) 及びプランタゴ・オバタの種子に限る。)</u>	0.001ppm
<u>茶</u>	30ppm
コーヒー豆	0.01ppm
<u>その他のスパイス</u>	6 ppm
その他のハーブ	10ppm
牛の筋肉	0.2ppm

[号を加える。]	
[号を加える。]	
アスパラガス	0.7ppm
[号を加える。]	
[号を加える。]	
その他のうり科野菜	0.04ppm
[号を加える。]	
しょうが	0.04ppm
未成熟えんどう	1 ppm
未成熟いんげん	0.6ppm
えだまめ	0.8ppm
その他の野菜	1 ppm
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
[号を加える。]	
コーヒー豆	0.01ppm
[号を加える。]	
その他のハーブ	10ppm
牛の筋肉	0.2ppm

豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.03ppm
豚の肝臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03ppm
牛の腎臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.03ppm
豚の食用部分	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm
鶏の脂肪	0.8ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.3ppm
その他の家きんの肝臓	0.03ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.03ppm
鶏の食用部分	0.05ppm
その他の家きんの食用部分	0.03ppm
鶏の卵	0.1ppm
その他の家きんの卵	0.03ppm
はちみつ	0.05ppm

[略]

[(2)~(15) 略]

[7~12 略]

[B~D 略]

豚の筋肉	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2ppm
牛の脂肪	0.2ppm
豚の脂肪	0.2ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2ppm
牛の肝臓	0.03ppm
豚の肝臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.03ppm
牛の腎臓	0.03ppm
豚の腎臓	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.03ppm
牛の食用部分	0.03ppm
豚の食用部分	0.03ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.03ppm
乳	0.02ppm
鶏の筋肉	0.02ppm
その他の家きんの筋肉	0.02ppm
鶏の脂肪	0.8ppm
その他の家きんの脂肪	0.2ppm
鶏の肝臓	0.3ppm
その他の家きんの肝臓	0.03ppm
鶏の腎臓	0.05ppm
その他の家きんの腎臓	0.03ppm
鶏の食用部分	0.05ppm
その他の家きんの食用部分	0.03ppm
鶏の卵	0.1ppm
その他の家きんの卵	0.03ppm
はちみつ	0.05ppm

[略]

[(2)~(15) 略]

[7~12 略]

[B~D 略]

備考 表中の [ ] の記載は注記による。

**附 則**  
 この告示は、告示の日から施行する。ただし、米に残留するイソチアニルの量の限度、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、りんご、日本なし、西洋なし、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、バナナ及び茶に残留するクロフエンテジンの量の限度、だいこん類の葉、レタス、レモン、グレープフルーツ及びライムに残留するバリタマイシンの量の限度並びに小麦、大麦、ライ麦、そば、その他の穀類、カリフラワー、ブロッコリー、ねぎ及びその他のオイルシード（オオバコの種子、チアの種子（チアシード）及びブラントゴ・オバタの種子に限る。）に残留するプロフラニリドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から施行する。

○内閣府告示第八号  
 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき、食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年二月十九日  
 内閣総理大臣 高市 早苗

食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。

食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（平成十七年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 「一」五 略 六 アセチルシステイン 七 八十二 略	改正前	食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質は、次に掲げる物質とする。 「一」五 略 「号を加える。」 六 八十一 略
-----	---	-----	--

**附 則**

この告示は、告示の日から施行する。

○農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年財務省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年二月十九日  
 財務大臣 片山さつき  
 農林水産大臣 鈴木 憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とし、同条の年六分五	改正前	一 株式会社日本政策金融公庫法（以下「法」という。）附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年五分以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とし、同条の年六分五
-----	--	-----	--

償還期限	五年以下	利率	年二分六厘五毛
	五年を超え六年以下	利率	年二分七厘五毛
	六年を超え七年以下	利率	年二分八厘五毛

一 厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分八厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分八厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分七厘とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。

償還期限	五年以下	利率	年二分五厘五毛
	五年を超え七年以下	利率	年二分六厘五毛
	七年を超え八年以下	利率	年二分七厘五毛

一 厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分六厘五毛とし、同条の年七分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年三分六厘五毛とし、同条の年四分五厘以内で主務大臣の定める利率は、年二分五厘とする。

二 法別表第五第一号の1に掲げる資金については、一の規定にかかわらず、法附則第三十五条の年三分五厘以内で主務大臣の定める利率は、次の表の上欄に掲げる償還期限の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる利率とする。